

グリーン購入法における カーボンフットプリントの活用について

環境省大臣官房環境経済課

2022年12月7日

目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

国及び独立行政法人等

責務、基本方針、
調達方針等

責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ➡ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➡ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- ➡ 調達方針に基づき調達を推進
- ➡ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

（取組が不十分な場合）
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
（法第9条）

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- ◀ 調達方針の作成
 - ▶ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- ◀ 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 - ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定 ➡ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
 - ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

- より高い環境性能を示すものとして 「基準値1」
- 最低限満たすべきものとして 「基準値2」

配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
 - ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

○ 今後のCFPガイドラインの策定も見据え、その端緒として定量的環境情報が開示※された製品等をグリーン購入法において推奨

※ カーボンフットプリント（CFP）やLCAに係るISO（国際規格）に準拠し、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量（温室効果ガス以外の環境負荷に係る環境情報を含む）を算定・開示

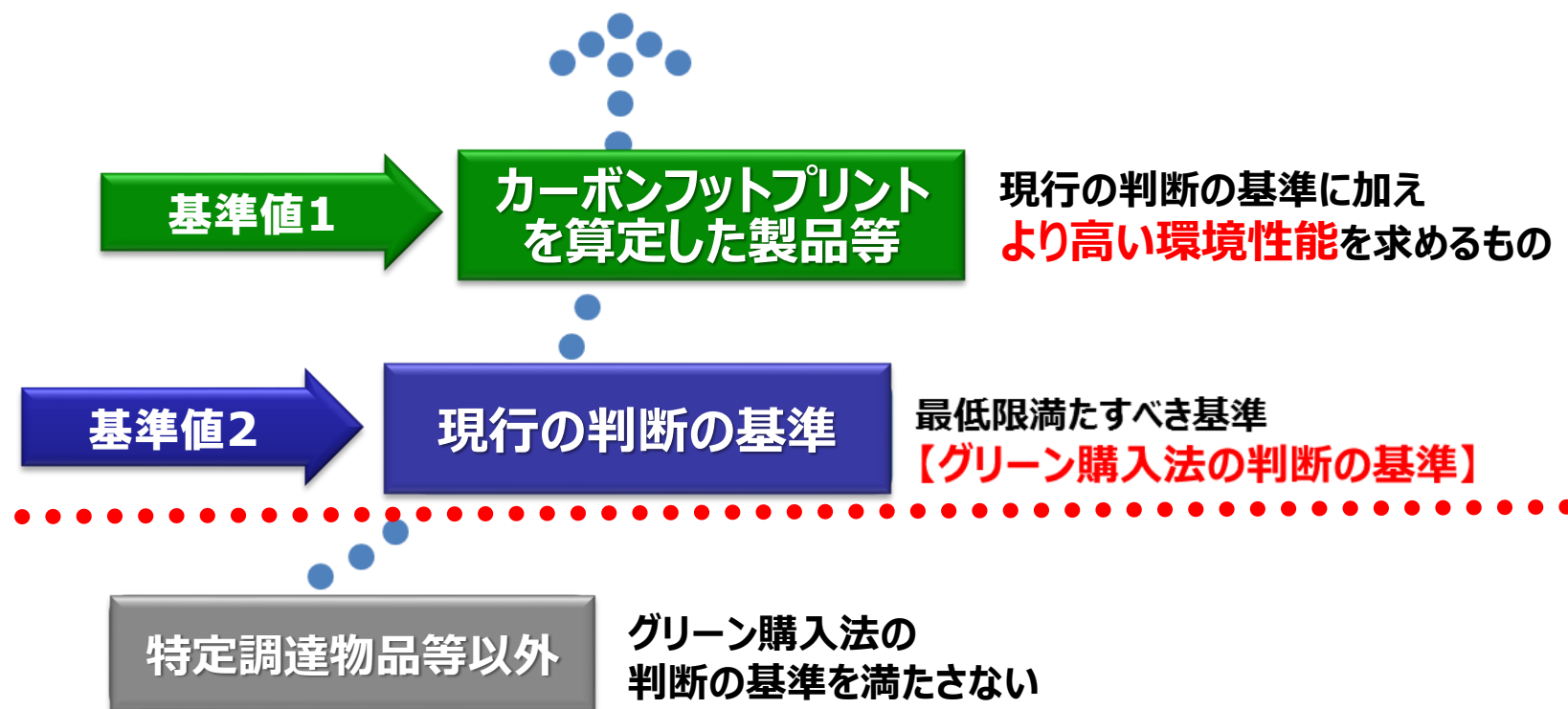
- ➡ 定量的環境情報の算定及び開示はカーボン・オフセットされた製品等を**上市又は供給するための前提**となることから、**当該情報が算定・開示された製品等を評価する**
- ➡ 以下の3つを定量的環境情報の算定及び開示に当たっての考え方として整理
 - ① CFP（ISO 14067）やLCA（ISO 14040）に準拠した温室効果ガス排出量の算定方法（PCR等）に基づき**温室効果ガス排出量を算定**していること
 - ② 上記①のライフサイクルにおける**温室効果ガス排出量を適切な方法**（製品への表示、同梱される印刷物、取扱説明書、ウェブサイト等）**により開示**していること
 - ③ 定量的環境情報の算定及び開示を推奨するとともに、温室効果ガス排出量の見える化を図り、製造事業者等のインセンティブとすること
 - ➡ 第三者機関による妥当性確認及び検証があることが望ましい
- ➡ 定量的環境情報が開示された製品等がある品目について、業界における取組の進捗を踏まえ、**判断の基準又は配慮事項としての設定可能性を検討**
- ➡ 今後国による**CFPガイドラインの策定を踏まえ、判断の基準等の更新**を行う

可能な限り定量的環境情報の算定・開示を**判断の基準等に設定**

○ 具体的な判断の基準等の設定の方向性

- ➡ 定量的環境情報の算定及び開示について
 - ➡ CFPやエコリーフ等の環境ラベル、ISOに準拠した自己適合宣言等により定量的環境情報が開示された製品等の存在する品目については、当該品目に係る**判断の基準又は配慮事項としての設定**について検討
 - ➡ 現段階においてCFP等による定量的環境情報が開示された製品等がない品目についても、温室効果ガスの見える化、さらにカーボン・オフセットの活用を促進する観点から、原則として当該品目に係る**配慮事項としての設定**について検討
 - ➡ **判断の基準**については、当該品目の特性等を踏まえ**設定可能性**を検討
 - ✓ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、**2段階の判断の基準を設定**することとし、**基準値 1**として現行の判断の基準を満たすこと（基準値 2）に加え、「**カーボンフットプリントを算定した製品等**」であることを要件とする
- ➡ カーボン・オフセットされた製品等が市場に供給されている品目
 - ➡ **当該品目に係る配慮事項としての設定可能性**について検討し、可能な品目については配慮事項として設定。なお、各品目ともに定量的環境情報の算定及び開示を判断の基準等に設定することを優先
- ➡ 将来的には、CFPガイドラインに基づく算定が行われ、その結果「グリーンな製品」を判断の基準として設定し、よりサプライチェーン全体での排出削減を実現した製品を評価する基準の設定を検討
 - ➡ **排出削減を進めてなお残余する排出量**について、カーボン・オフセットの適用も検討

【参考】CFPに係る2段階の判断の基準について



- **【基準値1】** カーボンフットプリントを算定した製品等
→ より高い環境性能に基づく基準として「現行の判断の基準（基準値2）」に加え「カーボンフットプリントを算定した製品等」であること
- **【基準値2】** 現行の判断の基準
→ 当該品目に係る「現行の判断の基準」を満たすこと

【参考】タイルカーペットへの適用【1/2】

- 既に「カーボン・オフセットされた製品等」又は「カーボンフットプリントを算定した製品等」が上市されている品目については、原則として配慮事項として設定
- さらに可能な場合はカーボンフットプリントを算定した製品等について**2段階の判断の基準**の「基準値1」として設定

品 目	判断の基準等
タイルカーペット	【判断の基準】 ○ 基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ① ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(前 略)

- 備考) 1 1 タイルカーペットに係る判断の基準①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040) 等に準拠したものとする。
- 1 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 3 タイルカーペットに係る配慮事項①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量 (以下本項において「クレジット」という。) を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた (以下本項において「オフセット」という。) 製品をいう。
- 1 4 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット (JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(後 略)